

# 不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄をした者には、5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金が待っています！  
 また、法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられます！  
 廃棄物処理業者が不法投棄を行えば、許可の取消しになります！

## 建設廃材などが 不法投棄された事案

この事案は、発見が早かったため、  
 すぐさま投棄者に  
 撤去させることができました。



不法投棄の拡大を防止するには、早期の発見・通報が重要です。  
 不法投棄を発見したら、速やかに次のところまで連絡してください。

### 不法投棄 110番

設置場所	電話番号等	対象区域
福井県循環社会推進課	TEL 0776-20-0584 E-mail junkan@pref.fukui.lg.jp	県下全域

### 福井県の健康福祉センターの電話番号一覧

センター名	電話番号	担当区域
福井健康福祉センター (環境廃棄物対策課)	TEL 0776-36-1116	福井市・永平寺町
坂井健康福祉センター (環境衛生課)	TEL 0776-73-0600	あわら市・坂井市
奥越健康福祉センター (環境衛生課)	TEL 0779-66-2076	大野市・勝山市
丹南健康福祉センター (環境廃棄物対策課)	TEL 0778-51-0034	鯖江市・越前市、 池田町・南越前町・越前町
二州健康福祉センター (環境廃棄物対策課)	TEL 0770-22-3747	敦賀市・美浜町、 若狭町のうち旧三方町
若狭健康福祉センター (環境衛生課)	TEL 0770-52-1300	小浜市・高浜町・おおい町 若狭町のうち旧上中町